

東京大学新型コロナウイルス感染症緊急対策基金内規

令和2年6月25日

総 長 裁 定

(設置)

第1条 東京大学基金規則第4条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止にかかる対策の実施、様々な分野での研究・開発及び附属病院等における医療対策提供体制の整備等に資するため、特定基金として東京大学新型コロナウイルス感染症緊急対策基金（以下「基金」という。）を置く。

(事業)

第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事業
- (2) 新型コロナウイルスに対する研究や治療法開発などの研究に関する事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生を支援する事業
- (4) その他基金の目的を達成するために必要な事業

(運営委員会)

第3条 基金に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、理事のうちから総長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総長が指名する理事又は副学長
 - (2) 総務部長及び社会連携部長
 - (3) その他委員長が指名する者

5 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 基金の用途計画の策定及び総長への提案
- (2) 基金に関する予算・決算に関する審議
- (3) その他基金の重要事項に関する審議

(事務)

第4条 本事業に関する事務は、関係部署の協力を得て、基金全般については本部渉外活動支援課、運営委員会の庶務については本部総務課が行う。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年6月25日から実施し、令和2年4月20日から適用する。